

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年11月7日 10時00分	事故当事者	1次下請け
事故区分	切断	年齢性別		職種	
被災程度(全治)	人的被害無し(取水ポンプの引込み電線1本切断)				
事故概要	工事現場に敷鉄板を施工中にユニック車(4t)クレーン式アームが、川裏地盤高+約6.8mの架空電線1本に接触し切断した。電線は、川裏の農業用取水ポンプ(本工事で移設予定)のみ引き込まれており、非灌漑期はほとんど使用されていない。人的被害は無し。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線下での作業が生じないような施工計画とし、地上高6.8mとある程度の高さがあったこともあり、電線接触リスクの認識が薄れてしまい、高さ制限装置の設置等の事前対策が不足していた。</li> <li>荷下ろし時に合図者からオペレータへの指示が不十分であり、オペレータが合図者の指示に従わなかったことも原因である。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>架空線前後に高さ制限装置(単管、認識旗)、注意喚起ののぼり旗を設ける。</li> <li>クレーン作業時は、オペレータ、合図者、玉掛け者の3名での作業を徹底するとともに、互いの役割確認、現場での安全確認の徹底を行う。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>架空線付近での作業が生じないように仮設進入路の計画時に考慮する。</li> <li>注意喚起ののぼり旗設置等</li> <li>クレーン作業時における誘導員配置等による接触・切断事故防止対策の徹底</li> </ul>				

## 事故状況図



## 改善策

- 架空線前後に高さ制限装置(単管、認識旗)、注意喚起ののぼり旗を設ける。
- クレーン作業時は、オペレータ、合図者、玉掛け者の3名での作業を徹底するとともに、互いの役割確認、現場での安全確認の徹底を行う。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年11月15日 13時05分		事故当事者	一次下請け
事故区分	その他	年齢性別	—	職種	とび・土工	
被災程度(全治)	被災者無し					
事故概要	落石防護柵撤去作業中、作業用足場の一箇所に撤去した金網の束を少し反動を付けながら、積み重ねて載せたところ、足場が倒壊し片側交互通行規制の通行車線まではみ出し、国道が一時全面通行止めとなった。					
事故原因等	①足場上に物を置いた。 ②壁つなぎ材が設置されていない。(規則第570条5項の違反) ③足場脚部のベース材が完全に地表に接地していないかった。 ④足場点検に不備があった。					
改善策等	①足場上に物を置かないよう、安全標語や荷重表示の設置 ②壁つなぎ材の設置 ③足場脚部のベース材の確実な設置及び固定。 ④足場作業点検表に壁つなぎ材の設置状況に関する項目の追加及び2名以上での点検の実施。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・足場上に物を置かない事を日々のKY活動や安全訓練等で作業員へ周知し、安全標語や荷重表示の設置を徹底する。 ・施工計画書や安全衛生規則に記載している足場となっているか、確認・点検を徹底する。					

## 事故状況図

**平面図**

**断面図**

写真①

写真②

山側

海側

10クレーン

写真②

←写真①

仮設 単管足場設置完了 L=114m

0.8m 0.8m

3m

5m

金網(6束)を作業員3名で足場へ移動

最後の金網を反動を付け移動した所、道路側へ足場がせり出す

擁壁側へ戻ろうしながら、建地の単管足場が、ゆっくりと曲がり始める

建地単管足場の曲がりが大きくなり、前後の足場を引き込みながら道路側へ倒壊。倒壊箇所に引っ張られ起終点側の足場も倒壊した。

写真①

写真②

## 改善策

### ●壁つなぎ材の設置



①壁つなぎを水平方向に3スパン(5.4m)間隔で布の下段、中段、上段に3箇所取付を行う。(取付位置は未確定)

### ●足場へ安全標語・荷重表示を設置



### ●足場脚部のベース材の確実な固定



②固定ベース金具は全箇所、キャンパー等を使用し敷板上に確実に固定(釘止め)する。

### ●点検表に壁つなぎの項目追加及び2名以上で点検

作業床に材料等を置いていないか	
足場上に1スパン当りの荷重表示がされているか (1スパン当り 300kg)	
壁つなぎは直角・水平になっているか	
無断で取り外されたままになっていないか	

記号	✓: 良	点検者サイン1
	×: 否	点検者サイン2
	—: 該当無し	確認者サイン

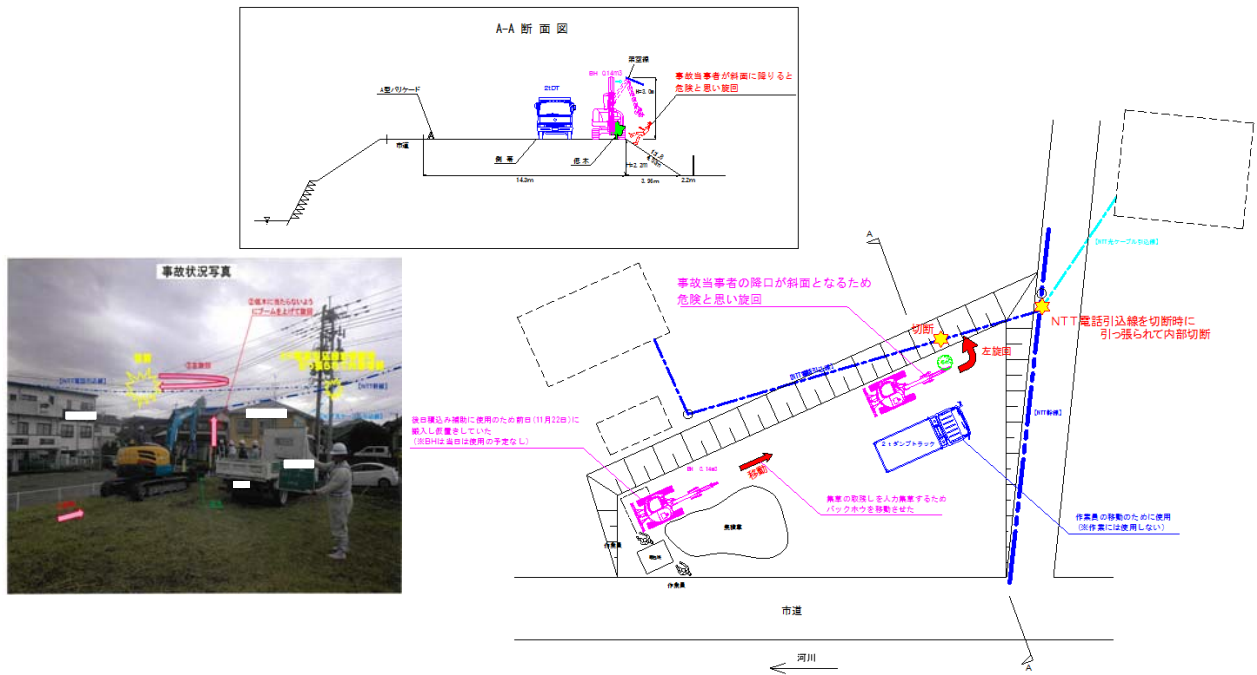
※ 点検は必ず2名以上で行うこと。

項目	確認	確認	確認	確認	確認	確認
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

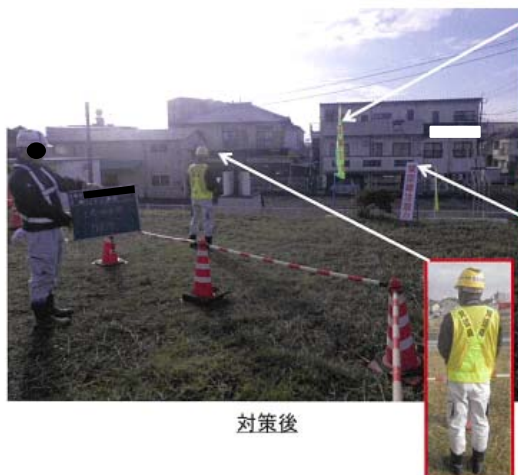


事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年11月23日11時30分	事故当事者	2次下請け
事故区分	切断	年齢性別		職種	
被災程度(全治)	NTT引き込み線(電話回線、光回線)				
事故概要	<p>河川側帯にて刈り草の人力集草梱包作業(作業員2名)中に後日の積込のため仮置きしていたBH0.14が集草の支障となったため、作業予定のない重機を作業員の判断により、側帯の端まで重機を移動させたが、操縦席からの降口が斜面のため安全に降りることができないと判断し、ブームを旋回させたこととした。</p> <p>その際、右側にはDTがあったため、架空線側に旋回させることとしたが、架空線側前方には低木があったため、かわすようにブームを上げて旋回したところ、架空線に接触、切断した。</p> <p>影響範囲は2世帯(電話1世帯、光回線1世帯)であったが実害はなし(4時間不通)</p>				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予定のなかった側帯における重機作業を追加したが、施工計画の見直しがなされていなかった。</li> <li>・作業予定のない重機の鍵を一次下請に貸し出しを行ったこと。</li> <li>・作業員の判断により作業指示内容以外のBHの操作が行われたこと。</li> <li>・架空線に近接する重機作業の予定がなかったため、架空線・上空施設との事前調査を実施していなかったこと。</li> <li>・作業予定のない重機が使用されており、元請けから下請け作業員への作業内容遵守の指示徹底が不足していた。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架空線等の支障物の有無、作業範囲に応じ、事前に安全対策を計画し、作業員へ周知徹底。</li> <li>・看板、旗の設置、コーン等による立入禁止措置、重機への掲示、重機作業時の見張員配置の徹底(黄色ヘルメット+ベストによる明示)</li> <li>・全重機への専任オペレーターの配置(顔写真の明示)及び鍵の管理徹底(鍵は使用するもののみ貸し出し)</li> <li>・作業員への安全再教育の実施と安全対策の周知徹底(作業変更時は現場代理人が確認するまで作業しない。緊急的に重機の移動等が必要な場合は、現場代理人に連絡後、見張り員の元で有資格者が操作を行う。)</li> <li>・ひとりKYを午前・午後と作業内容変更時に行う。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加で重機作業が発生する場合は速やかに施工計画の変更を行う</li> <li>・架空線等の支障物の有無、作業範囲に応じ、事前に安全対策を計画し、作業員へ周知徹底</li> <li>・全重機への専用オペレーターの配置並びに鍵の管理徹底</li> </ul>				

## 事故状況図



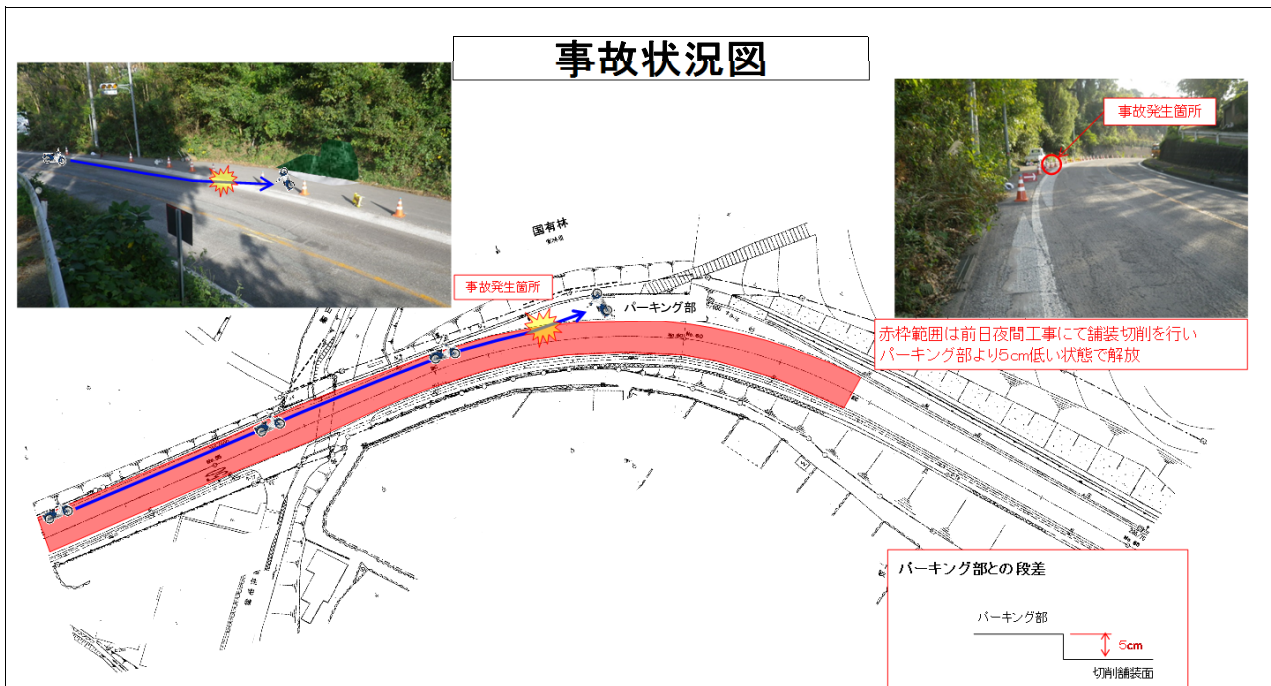
## 改善策



看板、旗、コーンによる保安措置及び見張員の配置

午前・午後のひとりKY活動の実施と作業内容変更時の対応フロー

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年11月29日 9時00分	事故当事者	一般通行人
事故区分	交通事故	年齢性別	84歳男性	職種	—
被災程度(全治)	本工事運転手: 火左肩・左側胸部打撲、左前腕部挫滅・サッカ創(中等度) 全治二週間				
事故概要	夜間片側交互通行規制にて車道の舗装切削(5cm)を実施後、車道と駐車帯の段差が生じたまま交通規制を解除した結果、駐車帯側を走行しようとした原付バイクが段差に乗り上げて転倒し被災した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装切削を行った路面と駐車帯に段差が生じたまますり付けを行わなかった。</li> <li>・交通規制解除前の点検時に駐車帯部の段差すり付けが未実施であることを見落とした。</li> <li>・舗装切削を行った路面と駐車帯に段差が生じたまま交通規制を解除した。</li> <li>・交通規制解除の際、一般利用者に対して「段差あり」の注意喚起が不足していた。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両乗入部、マンホール周辺、駐車帯、バス停には10%勾配以下ですり付けを行う。</li> <li>・走行方向のすり付け箇所については、10m、50m、100m手前に「段差あり」の看板を設置する。</li> <li>・工事箇所が多数あるので、工事箇所毎に事前に調査を行いハザードマップを作成し、すり付け部の事前検討を行う。</li> <li>・毎日のKY、一人KY時にハザードマップを使用し作業員全員の目ですり付け箇所、危険予知箇所の確認、周知を行う。</li> <li>・交通規制解除前には、現場代理人が施工完了の確認を行い、チェックシートにて記録を残す。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事箇所が複数ある工事は、工事箇所毎に事前に調査を行い、ハザードマップを作成し、工事箇所毎にすり付け部等の事前検討を行う。</li> <li>・毎日のKY、一人KY時にハザードマップを使用し作業員全員の目で危険予知箇所の確認、周知を行う。</li> <li>・交通規制解除前には、現場代理人が施工完了の確認を行いチェックシートにて記録を残す。</li> </ul>				



### 改善策

**事故発生箇所起点**

点滅灯付きカラーコーン設置  
すり付け  
段差有り看板の設置

**リスクアセスメント (員数リ・詳細・協議対策) 2/2** 作業手順書の見直し

実施内容	実施状況	実施結果	実施日	実施者	確認者
現場調査	完了	現場状況を把握し、危険箇所を特定した。	11/29	現場代理人	現場代理人
リスクアセスメント	完了	作業手順書の見直しと併せて、現場の危険性を評価した。	11/29	現場代理人	現場代理人
点検	完了	作業完了後の現場を確認し、段差の有無を確認した。	11/29	現場代理人	現場代理人

**車両乗入部、マンホール周辺、駐車帯、バス停は10%勾配以下ですり付けを行い段差有り看板を設置する。**

**交通規制解除前には、現場代理人が施工完了の確認を行い、チェックシートにて記録を残す。**